京城新聞

妄言妄評（六）　粟撒生

▲趙義淵　近來東拓副總裁の候補者として呼聲高き趙義淵氏は果して適當の人物なるべき乎、彼は溫厚長者の風あり、韓政客中には比較的野心少き人なり、韓政客の多くは策士なれども彼は策士に非ず、彼は屢々策士に持上げらるゝも之に乘ずる程の智なし、彼に策士たらんとする自ら遜ることあるも、彼には奇智なく、策略なく、明瞭なきを以て、亦自ら思ひ止るなり、何が故に斯る性格を以て策士たらんとするときある乎、彼には功名心あり、虛榮心あり、爲に柄になきことをなさんとするなり、されど彼は能く自己の性格を知る、故に策士に煽動せらるゝも之に覇らざるなり、若し彼にして功名心を滿たさんとするや、補佐の[illegible]謀なかる可らず、彼は到底獨自一己を以て事をなすの人に非ず、彼が多少の部下を有し多少世間より重視せらるゝ所以のものは溫厚寬大なる長者の風ありて能く部下の進言を容るゝに吝ならざる爲なり、加之彼れの門閥が多少其身に副ふて色彩を放つが爲なり、日淸戰役後金宏集内閣の時軍部大臣たるも、其門閥によりて君主の信任を得、溫厚にして日本の誠意を解する所、日本側の信任を得たるのみ、强ち大器ありて然るに非ず、當時の内部大臣愈吉濬氏は彼の顧問たるが如き觀ありき、其後日本に亡命して大村と名告り、赤坂溜池に居を定るや、一味の韓人は多く茲に會して隱然彼を頭領として仕るの觀ありき、愈吉濬氏亦亡命して山村と名告り、共に會合するも、矢張り大將は渠なり、愈吉濬は學殖深く、多少策略を有するの士なるも、器局は彼よりも小なる乎、年齢にも多少關係あるべきも、彼は亡命者團の長者として尊敬を拂はれたり、要するに彼は智の人に非ずして德の人なり、故に其敵も比較的少し、彼の政敵と雖も彼が溫厚の君子たるを稱す從て彼には熱心なる味方も少し、彼が德望ある割合に勢力なきは即ち之が爲ならんか故に彼は味方としても强みなく、敵としても恐るゝに足らざるなり、思ふに彼は最早政治家として成功せざるなり、彼にして若し政界に斷念することを誓はゞ、副總裁として好個の人物ならん乎、唯懸念するは彼が功名心虛榮心によりて策士の爲に政爭渦中に捲込まるゝことなり全く此觀念を去りて一意會社に身を投ずるとすれば彼の前途も亦光明あらん乎、

浮世ぐさ

●斬髮の始（一）

本邦男子の頭髮をきりて西洋風に倣ひしは維新前に洋人につきて兵式調練の教授を受けし者に始まるが如しされども國内一般に行はれしは明治四五年頃に在り文久二年九月開陽丸の注文と留學とのために榎本釜次郎、澤太郎左衛門、内田恒太郎等和蘭國に渡る當時頭樣も野郎頭なりしかば元結びん付油などを澤山に持ち參り始め留學中と雖も決して風俗を變すべからずと幕府の約束ありしかば衣服髮容を變へざりしが市上に出づる毎に見物人に冷罵嘲笑せらるゝにより衣服だけは洋服を着くることにせしも何時召還に逢ふやも知れざれば斷髮のみは斷行しがたく纔に帽子にて結髮を掩ひ隱くし居たりき林研海伊東方成の兩醫は元來法師なりしため幸に斷髮せりある時の如き芝居に入りしに見物皆脫帽なれば退はず脫帽せるに見物一同其まげを見てドッと騷ぎ立ちしかば居たまらずして狐鼠々々芝居より逃げ出しことありきといふ

[illegible]にて西洋風に斷髮せし者の[illegible]

[illegible]間に歸朝せる伊勢の大黑幸太夫等米國に漂着して嘉永年間に歸朝せる土佐の萬次郎など尤分と多かるべきも明治の斷髮には少しも關係なし前記林、伊東兩氏の如きは斷髮の先始者には相違なきもこれ亦外國に在りて爲したる格外の例のみ

明治元年六月末幕府の英國留學生及取締中村敬輔、林董、箕作奎吾、箕作大六、外山捨八等十四人の歸朝するや何れも斷髮なりしかば浪士等の嫉視を怖れ横濱より江戸に入るに附髷にてゴマかし僅に入京したりといふ以て當時の世態を想ふべきなり（つゞく）

讀者小品

雨の日　泥硯生

春雨のしめやかなるは時に花を養ひ又花を[illegible]この雨なりけり然れどもこの艶なる花をして益々艶に、この麗なる花をして益々麗ならしむるは又この雨ならずやさの辨護の余地なきにあらざる也、而して五月雨のつれ〳〵に至ては眞平御免に候も夏時金をとろかすの候雷雨一聲この炎王をして顔色なからしめ忽ち一陣の凉風を送つて吾人の心身を爽快ならしむる如きは雨として最もその功績の著しきもの今や秋氣作ち動きて一雨は一雨より天地淸爽ならんとす嗚呼雨哉々々此の雨はよくその花を養ひ又よくその花を開かしめたり秋の雨は果してよくその實を養ひ又よくその實を成熟せしむるものなるか、

●秋の野　秋風生

秋たちて、幾日經ぬるとおもふ間に、頤に吹風の淸けさを覺へぬ、春の花に、あこがれし野べも、今は花鳥の色音もとゞめず、徒に名殘の千草に秋をふかめつゝ桔梗、苅萱、女郎花なごさきみだれたるさま、いとゞあはれふかし、樂しかりし春の遊のしぬばれて、まだ、わかき穗を含める、薄さへ妹がまねける袖かとうたがはれ路にだになやめる女郎花は、愛しき妹が面影のうつる心地こそすれ

春こそはひとつの色に見し野べを秋は千草にさきわけにけり

五月闇

（四）　川合柳葉

山川宗匠は得たりさばかり、

『此の前伺ひました時の御句に（やんがては雲井に啼かん籠雲雀）と云ふがございましたが、彼の句などは奈何拜見致しましても御境遇をれ詠みになつたものゝやうに感ぜられました、斯ら申すと誠に失禮ではございますが、私は若樣の御心中の御不平[illegible]ますする故、一層句の上に[illegible]きましても其の威じが深いので御座います苟にも日本の貴族中での門閥家と云はるゝ御室侯爵家に生れながら、かゝる草深い片田舎に蟄居なさるは、嘸人に明されない御事情がれ在りなさるのでございませうけれども、御心中の御不滿は深くれ察し申します。』

如何にも親切らしい調子で同情を表した。

實に此の御室雅敎と云ふは、（公卿華族の中での利者と呼ばれて、威權れさ〳〵貴族中をば壓倒した侯爵御室雅經の妾腹に擧げられたる兒で、男子と云ふは正腹に擧けられた兒なる爲雅と二人きりて、外に一人の露子と云ふの妹があるばかりである。

しかるに母なる人は雅敎が十一の秋病のために現世を去り、其後は妾腹ながらも御室家の二男と云ふので、兄の爲雅と共に學習院に入學して何不自由なく勉學しつゝあつたのであるが、今より七年以前父なる雅經侯が胃癌を病むで冥府に逝かれたゝめに、兄爲雅が家督相續者になると共に、未亡人三輪子の意見として、僅か五萬圓の金子を與へて殆ど絶緣の姿でこの宇治に移住せしめたのである、何故かゝる僻鄙な土地に居住せしめたかと云ふに、御室家が以前京都に居た頃より此の宇治には少なからぬ土地を所有して居つたゆへ、此處に少の屋敷を與へたのである。

かゝる憐むべき境遇に沈められた雅敎は、悲憤の涙を零しながら亡き母に召使はれて居たれ末と云ふ老婦を連れ、父の逝去した翌年此の宇治に移つたのである、それゆゑ今日では御室家から與へられた五萬圓の金子を信用ある銀行に預けて、其が利子を命の綱に微る不平を忍びつゝ、不愉快なる閑日月を送つて居るのである。

雅敎は山川宗匠が同情ある辭に、堪ね難き不平はむら〳〵と起つて、

『何處から然う云ふ話を聞き出したか知らないが、君が私の境遇を知つて居るなら今更隱す必要もないから打明けて聞かせるが眞個君が想像の通り六年以來云ふに云へない不愉快な年月を送つて居るから、それがために自分では然ういふ心で詠む理ではないけれど、自然と何の上にまで表はれて來るのであらう、思内にあれば色外に表はるゝさ、實に恐ろしいものだね。』

『……如何でございませう、立入つた事を申上げるやうでございますか、其の不愉快な事情を悉皆とれ打明け下さる理には參りませんか、一方ならない御恩顧を受けました此の靈舟、及ばずながら若樣のためなら一命を捧げても盡しまする所存でございます。』

『それほどまでに私を思ふて下れるなら、何も彼も打明けて話すから、必ず口外して下れては困るぞ。』

『何の口外など致しませう、どうぞれ聞かせ下さい。』

と、グッと一膝進み寄つた。

京城論壇

國勢調査

凡そ一國の統治者にして、其國勢を詳にせずして、茫漠たる推測に依り執政するに於ては、到底其政治の正鵠を得る能はず、是れ暗夜に物を探ると一般ならずや、斯の如きは文明式政治家の爲すべきことに非ざるなり、其國の確たる面積を知らず、確たる人口を知らずして、人口の年々如何に増減するも知らずして、施政の方針を建つ、誤らざらんとするも能はざるなり、領土の面積も明にせず、人口の多寡増減をも明にせずして、其國政を統治せんとするに於ては、中央亞細亞に於ける各部落の酋長と何ぞ選ぶ所あらんや、自己の領土が何れの部分より何れの部分までなるかも判明せず、部下の人數が如何に減じつゝあるかも判明せず、平然として水草を追ふて遊牧すると理に於て大なる差異あらざらん乎、國勢を詳にせざる施政は無標準の政治なり、物には必ず標準なかる可らず、標準なきの施政能く其國を統治することを得んや、帝國の保護國たる韓國の國勢は如何、由來韓國には國勢を調査したるものなければ確たる國勢を知るに由なし、面積約壹萬三千四百方里と稱すれども、果して之が實際の面積なるやは無論疑はし、實際の面積は御一層廣しと言ふものあり、人口は約千五百萬と稱すれ共、實際は八百萬とも稱し、貳千萬とも言ふものあり、人口年々大に減ずるとも云ひ、亦増加するとも云ふ、何れも皆之れ推想のみ、實際に調査したらば、意外に少數にして五百萬位なるやも知る可らず、將た二千萬以上なるやも知る可らず、面積の如きも實際に調査せしならば、或者の言ふが如く、二萬方里余なるやも知る可らず、斯の如く國土の面積さへ判明せず、人口の數も知る能はず、其國の消長に大關係ある人口の増減をも知る能はずして、指導啓發の大任に當らんとするに於ては、余輩は寧ろ其大膽なるに驚かざるを得ざるなり。

由來文明式の政治家を以て自らも許し、世人も若かく目する伊藤公にして、斯の如きことあるべからず、必ずや國勢の調査を爲さしめつゝある筈なり、然れども公の統監として保護統治の任に當る既に三年、其間決して短しと云ふ可らず、余輩は不幸にして未だ此等調査に着手せられたるを聞かず、故に果して然るや否を疑はざるを得ざるなり、若し夫れ未だ此等の調査に着手せられずとならば、伊藤公の大失体に非ざる乎、文明式政治家たるの金看板を撤去せざる可らざる乎、余輩は伊藤公の失体は意に介せざるも、今後の統治上是非共調査の必要ありと信ず、往時の失敗は追ふ可らず、現在及將來に向て戒愼すべきのみ、面積及人口の調査は斯國の開拓上必要にして、拓殖會社の方案に依るも人口稠密の地より稀薄の地に移動せしむる如きこともあるべし、此等の按排に就ても直に國勢調査の必要を感ずるに非ずや、何れの點より觀察するも、國勢を明に知らずして暗中に摸索するが如き施政は、伊藤公の口癖に非ざるも列國に對して立派なる面目に非ざるなり、啻に法制の完備のみが文明式政治の要に非ざるなり

●漢城便り

▲東洋拓殖會社法も愈公布相成申候、是はすれども妾は見ぬ濱に松風音ばかりの感あり東拓の成立も是からは一瀉千里の勢を以て相進み候事と存候。

▲ソウルプレス嘗ては東洋拓殖に對しオリインタル、コロニゼイション、コムパニーの譯語を採用候今はコロニゼイションの代りにデベロープメントなる語を用ゐ居候、列國どやらへの氣兼の狀も見ゆて轉た憫然の情に堪さる次第に御座候。

▲當今文明を以て誇る世界の一等國中法律上内緣の夫婦なる者の存在するは我大日本帝國のみに御座候内緣の夫婦、之か定義を求むれば所謂出來合夫婦に御座候從て親兄弟親戚朋友へ内所の夫婦にして同時に婚禮の手數と費用とを掛けざりし夫婦に御座候

▲茲に於てか出來た子供は上々にして庶子大抵は私生兒となるべきものに有之候余輩常に内緣の夫婦を見る每に一種異樣の感に打たれ候、併し世には内緣主義を捨名取實主義と稱して大に唱揚する輩も尠からざるは事實に御座候。

▲捨名取實の語は埃及と英國の關係に於て用ゐらるべきものに御座候何となれば埃及は名に於て土耳其帝國の附庸國にして實に於て英國の保護國なるが故に御座候、英國と埃及、チヨツト内緣の關係とも解釋被致申候。

▲日韓の關係は決して而らず名に於て實に於て日本は宗主國にして韓國は被保護國に有之候埃及に於けるクロマアーの内緣的政策は決して伊藤公の眞似べきものに無之と存候。

▲大韓日報子御說の新聞記者クラブは是非共作り度ものに御座候、牛は牛連れ馬は馬連れと申候、紙を喰つて生命を繋ぐ吾人羊連れも一群と成つて遊べは面白味も一段とあり、且つ猥軍の襲擊に備ふるにも便利ならんかとも存候。

東京電報

▲海軍將官の進級

本日海軍將官中に左の通り進級ありたり

海軍少將　小倉鋲一郎
同　山田彥八
同　島村速雄
同　加藤友三郎

▲海軍將官の轉補

本日左の通り海軍將官中に交迭ありたり

任海軍中將（[illegible]）
海軍艦政本部長男爵　片岡七郎
免本職補舞鶴鎭守府司令長官
佐世保海軍工廠長男爵　向山愼吉
免本職補竹敷要港司令官
竹敷要港司令官　富岡定恭
免本職補旅順鎭守府司令長官
舞鶴鎭守府司令長官男爵　日高壯之丞
海軍教育本部長男爵　有馬新一
待命被仰付

尙此外に多數の交迭ありたり（以上二十八日發）

▲韓國警視總監

若林島根縣知事は現官の儘韓國警視總監に任命せらるべしとのことなり

▲統監歸任期

伊藤統監は來月十五日出發歸任することに確定せり（以上二十九日發）

地方電報

▲暴風雨被害　昨日當地方暴風雨のため當地にて家屋の全壞一戸半倒れ一戸破損を蒙りたるもの十四戸あり夜に入りてより海水俄かに漲漲して激浪に變じ通船漁船等十隻と棧橋二箇所及び波止場の一部を破壞流失し本日に至りて風雨止む被害額は三千五百圓位にして尙日本人一名負傷せり此の他沿岸の被害多數ある見込にて目下取調中なり（二十八日清津發）

雜報

閔宮相の謝電

閔宮內大臣は一昨日伊藤大師に宛て左の謝電を發せり

皇太子殿下今回暑中休暇中各地に見學の際陪從して無事歸京せられたるに對し感謝の意を表する旨を奉じ爰に謝電す

●國債報償會總會議

八月廿八日午後三時より鍾路商業會議所に於て國債報償金總會議を開き會するもの金麟、金允五、金成武、柳東說、李淳祐、鄭志永（以上ベセル派）尹雄烈、李康鎬、安重植、尹致照、鄭寅旭、徐敬淳、白鶯洙、韓錫振、李敏卿の外英人ベセル及マンナムの二人通譯韓人李圭樞を連れ出席せり最初臨時評議長韓錫振說明して曰今日評議會を開きたるは他なし國債報償金收合以後の入金が幾萬圓なるを知らず故にベッセル氏に請ふて其說明を聞かんと欲す如何、會員は是に對して是非ベッセル氏の說明を聞かんことを求めたりベッセルは答辨して曰く今此席に自分と最も不和なる李康鎬あり故に說明することを欲せず云々と依つて金成武は右答辨に對して曰く本日ベッセル氏の來會を煩はしたるは各地方人民が集會して國債金總合數を問ひ而して一般國民に知らしめんとしつゝあり李康鎬の在席すると否とには關係なきにあらずやと述ぶるやベッセルは予は李康鎬の在席さるゝ間は斷じて說明を爲さずと主張したり依て一般會員は李康鎬に退場を求め場外に退出せしめたり此に於いてベッセル氏は說明して曰く、國債報償金の總合數を詳細に知らんと欲せば金庫及文簿に就て詳細に調査したる後にあらざれば知ることを得ず尤も自分關係ある處の分はコールブラン銀行に預入ある分金一萬二千九十八円六十七錢佛人マーチョン氏に五千圓金鑛票買收金二萬五千圓の外には關係なし而してマーチョン氏が五千圓は每月五百圓宛十ケ月內に返還の約定にて本年六月三十日貸與したり金鑛票二萬五千圓は總合計長尹雄烈財務監督朴容圭會計梁起鐸三人の印章明白にあり云々と說明したる后ベッセルは右金額及文簿金庫を諸君が質問の意あらは會員中より財務監督と會計の姓名を廣告して後予に通知せは金庫及文簿を即時出給すべし予に任せられたる金は予か又任したる人に交涉して後に出給すへしと說明して退場せり

右ベセルの說明により本會に於ては財務監督に金麟金允五二人を擧け會計に柳東說を擧げたり

金允五は起ちて李康鎬は本日本會に對し不穩の事ある者にあらず本會か一般社會と共に調査中の文簿をを破毀したり就ては本會より法廷に出訴の可否を求めたる後出訴することゝせり（ベセル派のみにて決定し反對派は退席したり）

本會開會に先ち會員李康鎬書記鄭志永柳東說との間に一場の喧嘩を惹起したり其原因は李康鎬は嘗て每日申報社にありてベッセル派の人なりしが後ち意見の衝突より退社し今はベッセル反對の急先鋒たり故に同派よりは同人を惡むこと甚しく前會に於て非行に關することを議題として決議したる爭記錄を讀み大に憤激し本日の會議の席上に於て該議事筆記錄を奪取して破棄したるを以て書記鄭永志は抵抗して李は硯箱の蓋を以て鄭の胸部を打ちたり（負傷はせず）此現情を目擊したる柳東說は手を以て李の頰を毆打したりと云ふ柳東說は閉會後李を鍾路派出所に連れ行きて曰く此者は甚だ不都合の行爲あり何れ明日裁判所に出訴するを以て引渡す云々不得要領の陳述を爲して退出したり而て警察にては李は別に留置すべき程度の犯罪にあるものにあらざるを以て直ちに歸宅せしめたりと

●丸山前總監の出發期

今回島根縣知事に轉任されたる警視總監丸山重俊氏は五六日中に任地に向け出發せらるゝ筈にて新總監着任迄松井警務局長總監を兼攝することゝなれり

●大內代議士の入京期

衆議院議員大內暢三氏が憲政本黨政務調査委員に宛て[illegible]問題に就て意見書を寄せたることは既記せしが同意見書は去る二十四日の例會の議に附せられたる由なり尙は同代議士は同黨本部より韓國に於ける政務調査特派員として一兩日中に入京せらるべしと云ふ

●村田明石兩少將の消息

統監府間島派出所長齋藤大佐よりの電報（二十九日午前發）によれば同地方視察中の村田明石兩少將は本日鍾城を出發し來月三日雄基灣發の益運丸に便乘し清津に向ふ筈なりと

●拓殖創立委員の任期

今回設立さるべき東洋拓殖株式會社創立委員の任期は三ヶ月なりと云ふ

●稅關監視署設置計畫

韓國西沿岸各地に支那密漁船の來るもの及密輸出入を企つるもの日々增加しつゝあるとは度々報導したる所なるが關稅局に於ては今回愈々芝浦、廣川、碧瀾渡外數個所に稅關監視所を新設する計畫を立て目下夫れ〳〵調査中なりといふ

●水上署の設置

韓國政府警保局にては仁川近海に往々海賊出沒する爲め之が警備をなし又其の他航海者漁業者保護の爲め水上署を設置すべく既に四十二年度豫算に計上したるがもし本豫算にして度支部の容るゝ所とならば明年度より設置さるゝこととなるべしと云ふ

●警察官練習所の新設

內部警務局は新任巡査の教練及び地方在勤巡査及び巡査部長に事務の練習をなさしむるため警察官練習所を新設し本月末又は來月初旬より開始する筈にて光化門通り中樞院構內の建物を廳舍に充つる事とし目下修繕中なるが新募集巡査は採用試驗に合格したるものに三ヶ月間韓語、韓國事情、操練及び必須なる法規の教習をなすものにして地方警察官は巡査又は巡査部長適當と認むる者を警察署長をして推選せしめ五ヶ月間事務の講習をなさしむるものなり而して本年の巡査募集は三十名（日人）講習生は二十名にて第一回は會計事務に關する講習をなす筈なりと云ふ

●地方金融組合の增設

度支部監督の下に設立せらるゝ地方金融組合は本年中に全國を通じ五十箇所となす豫定なるが尤も中四十三箇所は既に設立を了して業務を營みつゝあるが尙忠北道永同、慶北道大邱、江原道鐵原、咸北道吉州、咸南道安邊の八箇所は目下設立準備中なるを以て近々此れを完了すべく殘りの二箇所中一箇所は咸南道端川に決定し尙一箇所は設立地を撰定中にして來月中には全部設立濟となる筈なりと云ふ

●帝財整理局廢止

帝室財產整理局官制を廢止することゝなり昨日宮內府布達を裁可せられたり

●水道修築の竣工期

仁川水道修築工事は目下施工中なるが來月十五日迄に全部竣工の豫定なりと

●仁川官民の艦員招待

仁川官民は昨日午後六時半より目下入港中の千早艦及三水雷艇乘組將校十五名を八阪樓に招待し饗宴をなせり尙將校以下に淸酒二樽を寄贈せり

●仁川大豆の暴落

本邦に於ける大豆の價格下落は仁川の大豆界に大影響を及ぼし目下仁川より本邦に輸出するものは値段引合はざる爲に皆手控をなし居るを以て昨今同地に於ける在荷は二万叺以上に達し居れるが一方入津物は此不況なるに不拘陸續としてあるより値段は益々下落する一方にて本月下旬六圓二十八錢を唱し居たる長端大豆は昨今五圓五十八錢に迄暴落し龍山物の如き上物すら六十錢方の暴落を來し並物に至りては八九十錢方の暴落を示せる爲め昨今仁川穀物市場に於いて手合するものは殆ど皆無の姿なりと云ふ

●大韓婦人會演藝會

は愈廿九日より三日間歌舞伎座に於て擧行の由なるが過般來大好評なりし伊東一派が大喝采と朝鮮官妓及日本某妓の舞踏あり殊に幕間には官妓總出にて中賣をなすとの事なれば極めて盛會なるべし

●仁川民團喞筒据置場

既報の如く一昨日仁川民團喞筒置場撰定委員會を開きたる結果海岸通り伊東材木店前に据置することに決したりといふ

●仁川民團喞筒の實地試驗

仁川警察署に於ては別項記載の民團喞筒の到着を待ち東京警視廳喞筒係一名を招聘し實地練習をなすべしといふ

●敍勲

（八月二十八日）

特敍勲三等賜太極章　通信事務官　深野半藏

特敍勲三等賜八卦章　獨逸國人世昌洋行支配人　カールウオルデル

●西海岸視察員の歸仁

櫻井丸に便乘し韓國西海岸一帶視察の途にありし宮木稅關長、山本書記、立石幹諸氏の一行は昨夜歸仁したる筈

●庵原技師の上京

西海岸地方觀察中なりし庵原農商工部技師は二十六日夜歸京したるが在東京木內次官より電報あり同氏は韓國漁業法制定に關し日本政府と打合せのため今明日中に出發上京する筈なり

公人私人

▲本鄕房太郎（陸軍少將人事局長）一昨夜平壤より入京滿尾旅館

▲垣吉忠[illegible]（陸軍少將）一昨日大邱より入京天眞樓

▲塩谷五郎（鐵道廳技師）一昨日出發歸任

▲內藤定辭（同上[illegible]保線所長）同上

▲網島政吉（統監府技師）一昨日釜山へ向ふ

▲比田孝一（同上）仁川へ向ふ

●近事片々

▲此頃　降雨にて秋氣頓に加はり朝夕の冷氣何はとなく物の哀れを感せしむるに至る

▲靑燈　親しむべく書讀むべきの好時季は將に來らんとす[illegible]に激するの心出せり

▲天高く氣清く四季の中最も心地よきは秋也殊に韓國の秋は晴天多く自ら心氣爽快也

▲西瓜大の嫦娥中空に輝き之に對し團子芋杯を喰ふの時は來れり穴樂しき事なれや

▲感想　多きは矢張秋也如何なる英雄と雖も月を見虫の音を聞くに於ては情緖纒綿す

▲血性　見上杉謙信すら數行の過雁に對して家鄕遠征を懷ふと唸れり渠は飽迄情の人

▲脫俗　涅槃に入れる西行法師も心なき身にも哀れは知られけりと人世の無常を歎ず

▲春は　花秋は實生活上より見れば秋こそ人は樂むべきに花に浮て實に背くは何故乎

▲花の　散るを見て無常を感ぜす五穀の收穫期に於て無常を感ずるとは僧も不思議々々

▲例の　報償金六十余萬圓を政府に獻納せし國債一部の償却に充てんと請願せんと云ふ

▲獻納　の報酬として國民議會を開設の請願すべしと或者類に運動中とは眞實なりや

▲政府　若し採用せざれば銀行を設置し利殖して徐々と其志望を達せんとの決心也と

▲目下　世界の流行たる國民議會の設置則ち憲政發布は案の如く韓人にも傳はり來るは豫期せる所果して唱導せらるゝに至れり

▲代議　政治云々と騷ぎ出す時來るべしと

▲代議　政治の運用を爲し得るや否は措て之を唱導して騷ぐことは上手なり困つた者

▲韓人　は由來口を以て唯一の武器となすと云はるゝ程なれば此事あるは或は當然也

▲或る　意味に於て韓人は總て代議士として施政を批評する能力ありと云ふ者あり

▲國民　擧て代議士たるも局に當て手腕を揮ふものなし疑の國民に非ず口の國民也と

▲國民　議會の如きは唯集合して喧擾するのみ何等の効能もなからんとは極て適評也

▲仁川　有志の招待に依て曾禰副統監は來月五日下仁せらるべしとは果して異なる乎

▲豈夫　此際民長官撰の理由を聞くには非ざるべし下仁して迄面會する親切ありや否

▲京城　議員には面會せずして仁川議員には面會する杯依古の沙汰なかるべしと云ふ

▲若し　下仁するとすれば何か他の事なるべし[illegible]の氣を養ふべき乎

京城居留民團公文

●京城居留民團告示第二十五號
京城居留民團明治四十年度歲入出決算及京城居留民團特別會計漢城病院明治四十年度歲入出左ノ如シ
明治四十一年八月二十九日
京城居留民團民長 熊谷賴太郎

京城居留民團明治四十年度歲入出決算

歲入
豫算金十二萬二千七十三圓九十二錢八厘
一金十二萬四千三百六十五圓八十八錢 經常部決算高
豫算金六萬二千四百二圓四十九錢
一金五萬九千八百六十二圓八十六錢 臨時部決算高
豫算金十八萬四千四百七十六圓四十一錢八厘
合計金十八萬四千二百二十八圓七十四錢

歲出
豫算金八萬七百三十六圓五十八錢八厘
一金七萬七千四百八圓十七錢 經常部決算高
豫算金十萬三千七百三十九圓八十三錢
一金十萬五千三百九十六圓八十五錢 臨時部決算高
豫算金十八萬四千四百七十六圓四十一錢八厘
合計金十八萬二千八百五圓二錢

歲入出差引
殘金千四百二十三圓七十二錢
歲入出差引殘金ハ翌年度ニ繰越ス
(未完)

●韓國拓殖法

韓國側の東洋拓殖會社法は豫報の如く法律第二十二號八月二十六日付を以て二十八日の官報號外にて發布されたり全文左の如し

東洋拓殖株式會社法

第一章 總則

第一條 東洋拓殖株式會社は韓國に於て拓殖事業を營むを目的とする株式會社にして本店を京城に置く
第二條 東洋拓殖株式會社の資本金は一千萬圓とす但し政府の認可を受け之を增減することを得
第三條 東洋拓殖株式會社の株式は總て記名式とし韓日兩國人に限り之を所有することを得
第四條 東洋拓殖株式會社の資本增加は株金全部の拂込を要せず
第五條 東洋拓殖株式會社の存立時期は設立登記の日より一百年とす但し政府の許可を受け之を延長することを得
第六條 東洋拓殖株式會社は政府の許可を受け支店又は出張所を日本國東京其他の地に置く
第七條 東洋拓殖株式會社に關しては當分の間日本國株式會社に關する法規を準用す

第二章 役員

第八條 東洋拓殖株式會社に總裁一人副總裁二人理事四人以上監事三人以上を置く
第九條 總裁は東洋拓殖株式會社を代表し其業務を總理す
副總裁は總裁事故あるとき其職務を代理し總裁に缺員あるときは其職務を行ふ
副總裁及理事は總裁を補佐し東洋拓殖株式會社の業務を分掌す
監事は東洋拓殖株式會社の業務を監督す
第十條 總裁は日本人とし日本國政府之を任命す
副總裁一人は韓國人とし一人は日本人とす
理事及監事は其員數少くも三分の二は日本人とし其他は韓國人とす
副總裁及び理事中韓國人は政府之を命じ副總裁及び理事中日本人は日本國政府之を命ず但し理事の任免に關しては株主總會をして五十株以上を所有する株主中より各二倍の候補者を撰擧せしむ
監事は株主總會に於て三十株以上を所有する株主中より之を撰擧す
總裁副總裁及理事の任期は五年とし監事の任期は二年とす
第十一條 總裁副總裁及理事は他の職又は商業に從事することを得ず但し政府の許可を受くる時は此限に非ず

第三章 營業

第十二條 東洋拓殖株式會社は左の業務を營む
一、農業
二、拓殖の爲めに必要なる土地の買賣及貸借
三、拓殖の爲めに必要なる土地の經營及管理
四、拓殖の爲めに必要なる建築物の築造賣買及貸借
五、拓殖の爲めに必要なる韓日移民の募集及分配
六、移住民及韓國農業者に對し拓殖に必要なる物品の供給又は其生産若しくは獲得したる物品の分配
七、拓殖に必要なる資本の供給
第十三條 東洋拓殖株式會社は政府の許可を受け附帶事業として水産業其他拓殖上に必要なる事業を營むことを得
第十四條 第十二條第七號の資本供給は左の方法により之を行ふべし
一、韓日移民に對し五年以內の年賦償還の方法による移住費の貸附
二、移住民及韓國農業者に對し十五年以內の年賦償還の方法に依る不動産を擔保とする貸附
三、移住民及韓國農業者に對し五年以內の定期償還の方法に依り不動産を擔保とする貸附
四、移住民韓國農業者に對し其生産又は獲得したる物品を擔保とする貸附
五、不動産を擔保とする三年以內の定期償還の方法に依る貸附
前項第一號の貸附にありては其方法及條件を定め政府の許可を受くべし
第一號第二號乃至第五號の貸附金額は拂込資本額と社債償還合計の五分の一を超過することを得す
第十五條 不動産又は動産を擔保とする貸附金額は東洋拓殖株式會社に於て鑑定したる價格の三分の二以內とす但前條第一項第一號の貸附に就ては此限りにあらず
第十六條 不動産を擔保とする貸附に就ては第一順位の擔保たることを要す
第十七條 貸附金の年賦償還に就ては五年以內の据置年限を定むべし
第十八條 年賦金は元金と利子を通じて一定平等の償還額を定む但据置年限間の利子に對しては此限にあらず
第十九條 年賦償還の方法を以て借入れたる債務者は償還期限前に信用金の全部又は一部を償還することを得
前項の場合にありては東洋拓殖株式會社は定款に於て定めたる率により相當の手數料を要求することを得
第二十條 左の場合に在りては償還期限前と雖も貸附金全部の償還を要求することを得
一、債務者が貸付の目的に反して貸付金を使用せんとする時
二、債務者が年賦金の辨納を遲延して催告を受くるも辨納せざる時
三、擔保としたる不動産の全部又は一部が公用に收用したる時但債務者より收用補償金を供託するか又は相當なる不動産を以て增擔保とする時は此限にあらず
前項第三號の場合より其收用が一部に止る時償還の要求も其比例に應すること
第二十一條 擔保物の價格が減少し貸付金償還殘額に對し第十五條の比例に不足を生ずる時は增擔保を要求するか又は其不足に相當する貸付金の償還を要求することを得
債務者が前項の要求に應せざる時は償還期限前と雖も貸付金全部の償還を要求することを得
第二十二條 營業上の餘裕金は一時國債證券を買入るゝか又は政府の指定したる銀行に預置くの外此を使用することを得す
第二十三條 東洋拓殖株式會社は營業上必要ある時は政府の認可を受け借入金をなすことを得

第四章 東洋拓殖債券

第二十四條 東洋拓殖株式會社は辨納資本額の十倍を限り東洋拓殖債券を發行することを得
東洋拓殖債券を發行する場合に在りては日本國商法第百九十九條の規定を適用せす
第二十五條 東洋拓殖債券を發行せんと欲する場合に在ては毎回其金額條件と發行及償還の方法を定め政府の認可を受く可し
第二十六條 東洋拓殖債券を發行する場合に在ては數回に分て辨納することを得
第二十七條 東洋拓殖債券は全額辨納後は無記名式とす但應募者又は所有者の請求に因りて記名式となすを得
第二十八條 東洋拓殖債券の所有者は東洋拓殖株式會社の財産に對して他債權者より自己の債權の辨濟を受る權利を有す
第二十九條 東洋拓殖株式會社は社債を借換る爲め一時第二十四條の制限に依らずして東洋拓殖債券を發行することを得此の場合に在ては發行後一月以內に其社債總額に相當する舊東洋拓殖債券を償還す可し
第三十條 東洋拓殖債券の据置年限は五年以內とし其償還期限は三十年以內とす
第三十一條 東洋拓殖株式會社は政府の認可を受けて東洋拓殖債券の買入消印をなすを得

第五章 準備金

第三十二條 東洋拓殖株式會社は毎營業期に準備金として資本の缺損を補ふ爲め利益百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得ん爲め利益百分の二以上を積立つ可し

第六章 監督及補助

第三十三條 政府は東洋拓殖株式會社の業務を監督す
第三十四條 政府は東洋拓殖株式會社監理官を置き日本國政府の任命したる監理官と共同して東洋拓殖株式會社の業務を監視せしむ
東洋拓殖株式會社監理官は何時たりとも東洋拓殖株式會社の倉庫と帳簿及諸般の文書物件を檢査することを得
東洋拓殖株式會社監理官は必要と認る時は何時たりとも東洋拓殖株式會社に命じて營業上の諸般の計算及け景況を報告せしむることを得
東洋拓殖株式會社監理官は株主總會及其他諸般の會議に出席して意見を陳述することを得
第三十五條 政府は東洋拓殖株式會社の業務に關して監督上必要なる命令を發することを得
第三十六條 東洋拓殖株式會社の決議又は役員の行爲が法令或は定款に違反し又は公益を害するものと認むる時は政府は其決議を取消し又は役員を解職することを得東洋拓殖株式會社の役員にして監督官廳の命する事項を執行せさる時亦同し
第三十七條 東洋拓殖株式會社は政府の認可を受るにあらざれば利益金の處置をなすを得ず
第三十八條 東洋拓殖株式會社にて移民規則又は其他規定を定むる時は政府の認可を受く可し
第三十九條 東洋拓殖株式會社にて政府の認可を受たる事項を變更せんとする時は更に政府の認可を受く可し
第四十條 東洋拓殖株式會社は設立登記の日より起算して八年間を限り毎年金三十萬圓を毎營業期に割當て日本國政府より補給を受る者とす但毎營業期間の利益配當か辨納資本額に對して年八分の割合を超過する時は其超過額に相當する金額を補給金中より控除する者とす
第四十一條 利益配當か辨納資本額に對して第十一條の比例を超過する時は其超過金額は此を前條補給金の償還に充つ可し
前項の償還を終了したる時は該超過金額は其半額を特別積立となす

第七章 罰則

第四十二條 東洋拓殖株式會社にて左の事犯ありたる時は總裁又は副總裁の職務を行ふものゝ又は代理たる副總裁を一百圓以上一千圓以下の過料に處す其事犯か副總裁又は理事の分擔業務に係る時は副總裁又は理事を過料に處す以下亦同じ
一、本法にて政府の認可を受る場合に其認可を受けざる時
二、第十二條第十三條の規定に依らずして業務を營む時
三、第十四條の規定に違反して資金を供給したる時
四、第二十二條の規定に違反して營業上の餘裕金を使用したる時
五、第二十四條の規定に違反して東洋拓殖債券を發行したる時但第二十九條の場合には此限にあらず
六、第二十九條の規定に違反して東洋拓殖債券の償還を爲さる時
七、第三十二條及第四十一條の規定に違反して利益を處置したる時
第四十三條 東洋拓殖株式會社の總裁又は副總裁又は理事が第十一條の規定に違反したる時は二十圓以上二百圓以下の過料に處す

附則

第四十四條 政府は設立委員を命じて日本國政府の命したる設立委員と共同して東洋拓殖株式會社の設立に關する一切事務を掌理せしむ
第四十五條 設立委員は定款を作りて政府の認可を受けたる後株主を募集す可し
第四十六條 設立委員は株主の募集を終了したる上は株式加入請求書を政府に提出して東洋拓殖株式會社設立の認可を申請す可し
第四十七條 設立の認可ありたる時は設立委員は遲滯なく各株に對して第一回辨納をなす可し
前項の辨納ありたる時は設立委員は遲滯なく創立總會を招集すべし
第四十八條 創立總會終結したる時は設立委員は其事務を東洋拓殖株式會社總裁に傳掌す可し
第四十九條 第一期の理事及監事は株主總會の撰擧に依らずして此を任命す其他の條件に對しては第十條の例に依る

●龍山署の救護狀況 今回の洪水に際し龍山署が二艘の救護船を以て救濟したる狀況左の如し

▲救助● 今回の洪水は豫想外の增水なりしを以て豫め準備せざりし人民は荷造り片付等をなしつゝある間に濁流は容赦なく家屋床上に浸水し來る荷物運搬用の船なく狼狽を極め只貴重荷物の浸水を袖手傍觀するの苦境に立至りしもの尠からざりし場合必死二艘の救護船を以て救護し遺憾なく避難を了せり

▲警邏● 浸水市街區域の[illegible]警護及盜難豫防の爲め晝夜警邏の必要なるに際し徒歩警邏は增水と共に漸次不可能となりしを以て救護船にて水上警邏を實施せし結果は家財の流失を豫防し盜難を警戒したる爲め其害に罹りたるもの皆無なりし

▲交通● 各浸水市街への交通は渡船に待たざるべからず人民の不便一方ならざりしを認め是又救護船を以て一時交通せしめし爲め避難其他に於て多大の便利を與へたり

▲●●●郵便局の移轉●●●● 同局は事務を取扱ひ得る限りは避難せざる方針なりしに意外の水滿にて到底執務不可能となり俄に避難に着手せしも運搬を要する荷物の大部分は貴重信書及書類等嚴重管守を要するは勿論濕潤の恐あり其搬送上殆んど困憊せしを認めたるにより直に救護船を以て運搬を補助すると同時に巡査をして警護せしめたる結果全く事なきを得たり

▲浸水● 連日降雨の爲め井水の多くは溷濁し飲料に適せざるに至り避難者の如き水槽の準備なきもの又は浸水せしも尙居住し居る者等は飲料水に困難せるを以て救護船を以て清水を配給し殆ど遺憾なからしめたり

●哀れなる一家 長谷川町に住める鈴木スミ(三十八)は長男芳香(七)次男靜夫(五)三男茂樹(三)の三兒を伴ひ去る七月初旬內縁の夫森芳太郎を便りて當地へ來りし者なるが夫芳太郎が居つたまでは兎や角と其日を送りしも芳太郎は先般電鐵賃金値上事件にて電氣會社に至り強迫したるかにて退韓處分を受けたれは妻子を殘して直ぐ樺太方面に赴きたるが芳太郎は夫れ以來何の信音もなきより如何にしつらんと夫の信音を待つ傍ら針仕事なごして敢果なくも三人の子供を養ひしも物價の高き當地では女の纎弱き手仕事では仲々に暮らし兼ね今日此頃は日に一度の粥もヤットのことにて親子四人が膳を讓り合ふといふ悲境なるに搗て加へて次男の靜夫と三男の茂樹とは惡るき病に罹り二人がいぶせき室內に枕を並べて臥し居る側にスミが看護片手に賃仕事をするも之れとて四人の口を糊するに足らざれば今は寧ろ此儘親子四人が死を待つより外に術なしと其身の敢果なきを嘆ち居れる由なり

●通信手の醉狂 永樂町三丁目統監府通信管理局通信技手西岡光三郎といふは性來ナカ〜の酒好きにて毎晩々酌に五合以上の酒を飲まねば甚麼しても腹の虫が治まらぬといふ酒好きなるが一昨夜も平素の通り獨りでチビリ〜と左も旨さうに盃を重ね居りしがチト遣りすごした所より御本人すつかり醉ツ拂ツて了ひ瓢簞許りが浮きものかコラさツサアよいさツさアと許りに浮れ出し頓てフイと表に飛び出したはよきも亂暴にも程があつたもの折角フラ〜と竹洞巡査派出所の前に來かゝるや奴さん何を感じてか肩書とれ縣の手前をも顧みず突然派出所內に侵入し物をも言はず其の机上に載せありし巡査日誌を持ち出し平氣の平左で表へ出でんとするより詰合の巡査は此奴怪しからん事をする奴と直ちに引き捕へ銅峴分署に引致せしが元々酒の上の事なれば畢竟係官より嚴しきれ目玉を頂戴しさも恥かしさうにソコ〜と引き下りたりとは近頃厄介なる官員樣なる哉

●韓人强盜 西部盤石坊祠田契百二十七統八戶金德釜(三七)方に去る二十七日午前二時頃賊漢四名手に〜兇器を提げて闖入し同人を脅迫して金物を强奪し悠々引き揚げたるとの事なるが其の額凡そ二百圓位なりといふ

●キ印の無錢飲食 本町二丁目十四番地料理店香川トヲ方に一昨夜十時頃一人の客來りコラ酒を飲ませろと怒鳴り込み二階に上りたる口髭ある老人あり女中はハイと酒肴を持ち運びたるに此奴一圓八十錢だけ飲んで喰つて仕舞つた後で只の一厘も所持せぬより女將は不埒な客と直ちに銅峴分署へ突き出したるが生れは靜岡縣平民の佐藤伸太郎(四六)といふ者にて一昨日仁川より入京し實は野宿しつゝ日本へ歸る途中ですと係官の前にて申立てしとぞいふ

●屋人の倒死 西署司倉洞元兵營舍空地に昨今建築中なる家屋ありけるが其の附近の材木見張小屋の內に去る二十八日午後三時三十分頃一人の老人倒死し居るを發見せしを以て西部警察署に屆け出でし所右は丁順汝(六〇)といへる韓人にて材木商尹錫俊方の雇人なる事判明し死体は主人に引き渡されたり

●日の出町●●●
京城基督敎會にて
午前九時 日曜學校
同 十時 禮拜說敎
聖書講義 織居加一

●天氣豫報(自廿九日午後六時至三十日午後六時)
北又は西の風晴
三十日午前六時各地氣象概況
一般に風力弱く當地に濃霧の外は快晴なり

京城名物　觀世音

名物　紅梅燒　一高等衛生茶用煎餅　あまから鹽煎餅

御進物用に適し腐敗の憂なし

京城南山町二丁目天眞樓前　梅林堂

講談　富本半平の身上（四）

夫れが智煙の出て居るホヤ〱の藝どうど來て居るのですからた察し下さい市返りを打ちそくなつて臥座敷の御酒徳利が落ッこちるはぞなドタンバタリといふ音と響を立てる皿を跳し損ねてはチャンカランと破片を座敷一面に散かす傘を受け損なつては精神な襖や張り立ての障子に穴を明けるといふ仕末ですからた茶屋さんは恐縮でさア其處で前の樣な張り札を下げられたのですが今考へて見ると宜くもマアあんな事が出來たもんだと思ふと我ながら夫れでも不思議には夫れが一生懸命の藝なんですからな……稍暫間になりますと共に手前は我家へ歸りまして親子して稼業をしながら如何にか斯うにか其日を送つて參りましたが何しろ手前は親がゝりといふので自由が利か無い上に座敷で頂いた御祝儀もチャン〱と持つて往かなけりやア親父の冠が曲る──隨分吝嗇な親父ですからソンナ事は如何でも宜さらうなもんだが夫れがさうで無いから可笑しいおやアありませんかデスから手前は少しだつて無駄な金なんぞ費へない歳の若い時分でしたからコイツが一番擱へましたヂ其處へ持つて往つて手前に關繋が出來ちやつたのです大極の裏仙どいふた茶屋さんへ或大ぞ暇のた客樣に招ばれて往くと即席仁和賀の御注文が出ましたからハテ何な事をしねもんだらうと考へた末恰度彼のそら花井お梅の箱屋殺しが大評判な時分でしたので此れ〱此奴を仕組んで一番ドッと落を取らうと先づ下げを拵へ手前は箱屋峯吉の役に廻る事と致しました所でお手藝者お梅のなり手に困つた相棒の幇間では最初ッからブヲ〱來て可笑しく無い何でも最初はウンと眞面目に大芝居を見せて置て落でウツアツと來なくッちやアオッで無い夫には如何しても女に限るといふので一座をして居た姐さん達に如何です一ツつきあつちやア下さいませんかと當つて見たが皆姿れ梅さんになるのは厭だといつて逃げて仕舞ふ折角の趣向も如何やら流れになりさうになりますと或姐さんが鳥渡々々と手前を呼びますので〜イ何ですと其側に往つて見ると其姐さんが指差しをしながらソラ今お酌をして居る――イ、エさあのソラ床柱から右へ二番目のた客にお酌をして居る藝妓がありましようあの藝妓なら承知するかも知れないからお前さん今いつたお梅さん一件を當つて御覽なさいましよさ教へて與れたのですか何だか藏も往か無い藝妓だがとは思ひましたが物はためしだ一ツ當つて見樣と姐さん濟みませんが鳥渡お顔をお借しなすつてと廊下まで呼び出して實は此れ〱斯いふ譯で今即席仁和賀を出さうと思つてるのです。

●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵稅一ヶ月分拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太郎
發行所 京城西小門通 京城新聞社 電話六六三番